

亀山市告示第51号

亀山市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月27日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱の一部を改正する告示

亀山市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱（平成27年亀山市告示第133号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(包括的かつ継続的な相談支援の手順) 第6条 包括的かつ継続的な相談支援は、 次の手順で実施する。 〔(1) 及び (2) 略〕 (3) プランの策定等 〔ア及びイ 略〕 ウ プランの内容は、自立相談支援 機関が自ら実施する支援に加えて、 本人の自立を促進するために必要 と考えられる次の支援を盛り込む ものとする。 〔(ア) 略〕</p>	<p>(包括的かつ継続的な相談支援の手順) 第6条 包括的かつ継続的な相談支援は、 次の手順で実施する。 〔(1) 及び (2) 略〕 (3) プランの策定等 〔ア及びイ 略〕 ウ プランの内容は、自立相談支援 機関が自ら実施する支援に加えて、 本人の自立を促進するために必要 と考えられる次の支援を盛り込む ものとする。 〔(ア) 略〕</p>

<p><u>(イ) 就労準備支援事業</u></p> <p><u>(ウ)</u> [略]</p> <p><u>(エ)</u> [略]</p> <p><u>(オ)</u> [略]</p> <p><u>(カ)</u> [略]</p> <p>[エ及びオ 略]</p> <p>(4) 支援の決定</p> <p>[ア～ウ 略]</p> <p>エ 自立相談支援機関は、策定したプランに基づき<u>前号ウ (エ)</u>の事業につなぐ場合は、支援決定後のプランの写しとともに必要書類を公共職業安定所に送付することにより、支援要請を行うものとする。</p> <p>[(5) ～ (7) 略]</p>	<p>[号の細分を加える。]</p> <p><u>(イ)</u> [略]</p> <p><u>(ウ)</u> [略]</p> <p><u>(エ)</u> [略]</p> <p><u>(オ)</u> [略]</p> <p>[エ及びオ 略]</p> <p>(4) 支援の決定</p> <p>[ア～ウ 略]</p> <p>エ 自立相談支援機関は、策定したプランに基づき<u>前号ウ (ウ)</u>の事業につなぐ場合は、支援決定後のプランの写しとともに必要書類を公共職業安定所に送付することにより、支援要請を行うものとする。</p> <p>[(5) ～ (7) 略]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。